

## 2 ガイドラインの概要

### 【本章の概要】

本章では、ガイドラインの全体構成と適用範囲を提示し、ガイドラインが担う役割について記載する。

本章の構成は、以下の通りである。

### 2.1 ガイドラインの位置づけと目的

本節では、上位計画である「水郷筑波サイクリング環境整備総合計画」における本ガイドラインの位置付け及び策定の目的について記載する。

### 2.2 ガイドラインの適用範囲

本節では、ガイドラインの適用範囲として、対象とするサイクリングコースの全体像について記載する。

### 2.3 ガイドラインの方針

本節では、ガイドラインの基本方針と段階整備の考え方について記載する。

### 2.4 参考図書・基準等

本節では、本ガイドラインを参照するにあたり、参考となる図書・基準等を記載する。

## 2.1 ガイドラインの位置づけと目的

本県では、水郷筑波地域において、地域の特性を活かした「回遊性のあるサイクリング」をテーマに、サイクリングを核に、豊かな自然や歴史的・文化的資産など様々な地域資源を結びつけ、東京圏からの優れたアクセス性を活かしながら、誰もが多様にサイクリングを楽しむことができる、日本一のサイクリング環境の構築を目指している。

本ガイドラインは、総合計画に位置付けられている「取組 1. 地域内走行空間の回遊性・走行性の向上」及び「取組 2. 走行空間の安全性の向上」、「取組 3. 案内標識等の整備」、「取組 4. 拠点施設・休憩施設の充実」の実現にあたり、具体的な整備に関わる基本的な考え方や仕様等を定め、各事業者・実施主体のサイクリング環境整備の方針を示すものである。

### 「水郷筑波サイクリング環境整備総合計画（平成 28 年 6 月）」

- 取組 1. 地域内走行空間の回遊性・走行性の向上
- 取組 2. 走行空間の安全性の向上
- 取組 3. 案内標識等の整備
- 取組 4. 拠点施設・休憩施設の充実
- 取組 5. 外国人等の様々な人々を受け入れるサイクリング環境の構築
- 取組 6. 手軽にサイクリングを楽しんでもらえる体制の構築
- 取組 7. サイクリングに関する情報提供の充実
- 取組 8. 地域資源と連携したサービスの充実
- 取組 9. 駅や空港等からのアクセス性の向上
- 取組 10. ルールを学ぶ機会の充実
- 取組 11. トレーニング等による利用の機会の創出
- 取組 12. 地域におけるサイクリングの促進
- 取組 13. サイクリングコースのブランドイメージ向上
- 取組 14. サイクリングイベントの充実
- 取組 15. 地域におけるプロモーション・情報発信力の向上

### 水郷筑波サイクリング環境整備ガイドライン

- 1 はじめに
- 2 ガイドラインの概要
- 3 デザインの基本的な考え方
- 4 自転車走行空間の整備
- 5 案内標識等の整備
- 6 拠点施設の整備

図 2-1 本ガイドラインの位置付け

## 2.2 ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインでは、総合計画で設定したつくば霞ヶ浦りんりんロードを対象とする。

つくば霞ヶ浦りんりんロードは、平成 28 年 4 月に県道認定を受けた桜川土浦潮来自転車道線(岩瀬駅前(桜川市)～水郷北斎公園(潮来市), 延長 81.3km)を含み、霞ヶ浦湖岸道路を一体のものとした総延長約 180km のサイクリングコースのことである。

なお、今後、北浦や筑波山周辺地域にもサイクリングコースの整備を進めていくことが想定されるため、本ガイドラインは、鹿嶋市・神栖市・銚田市の延伸区間にも適用することとする。サイクリングコースが拡張した際には、本ガイドラインを改定するとともに、本ガイドラインの適用範囲を拡張するものとする。

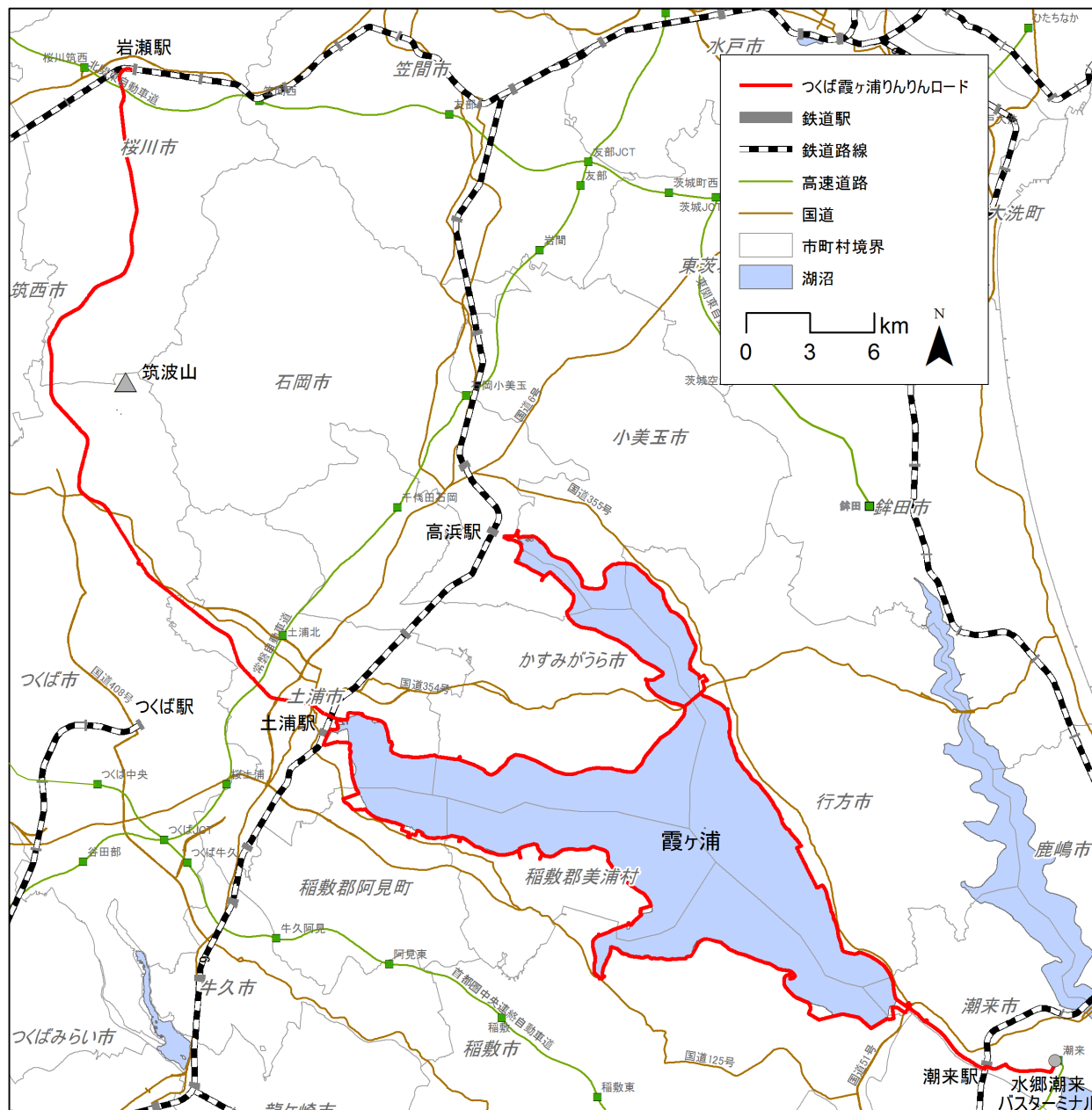


図 2-2 つくば霞ヶ浦りんりんロード

## 2.3 ガイドラインの方針

### 2.3.1 基本方針

前述した目的を踏まえ、利用者の満足度を意識した整備を実現するために、以下の方針に基づき整備を進める。

1. 趣旨と使い方を明示したハード整備の基準となる指針の整理
2. 関係自治体・民間等が共有できる基本方針の設定
3. 統一的なデザインによるサイクリング環境の価値向上
4. 利用者の満足度を高めるための拠点施設の充実

サイクリング環境の整備にあたっては、国の検討委員会における最新の動向を踏まえるとともに、「案内標識等の整備」と「拠点施設の整備」については、利用者の満足度を意識して、以下の方針に基づき、取組を実施する。

#### 案内標識等の整備

- ・ ビギナーや当地域を初めて訪れたサイクリストであっても、安全に安心してサイクリングを楽しむことができるよう、コース案内や注意喚起のための案内標識等の充実に取り組む
- ・ 案内標識等については、外国人も含めたすべての人に伝わるよう、多言語化やルールがひと目で分かるユニバーサルデザインへの対応に取り組む

#### 拠点施設の整備

- ・ 安心してサイクリングを楽しんでもらうため、一定規模の駐車場を有した施設や鉄道駅等の拠点施設を中心として、サイクリストのニーズを満たす高い水準の機能を持つ施設を整備する
- ・ 既存施設の機能充実に図るとともに、理想的な間隔となるように拠点施設を配置する

図 2-3 サイクリング環境の構築に向けた基本方針

### 2.3.2 段階整備の考え方

「誰もが多様にサイクリングを楽しむことができる、日本一のサイクリング環境の構築」を実現するためには、効果的なものから先行的に着手し、着実に整備を進めていくことが重要となる。

そこで、サイクリング環境の構築にあたり、整備の熟度を示すレベルを定め、段階的に整備を行っていくものとする。

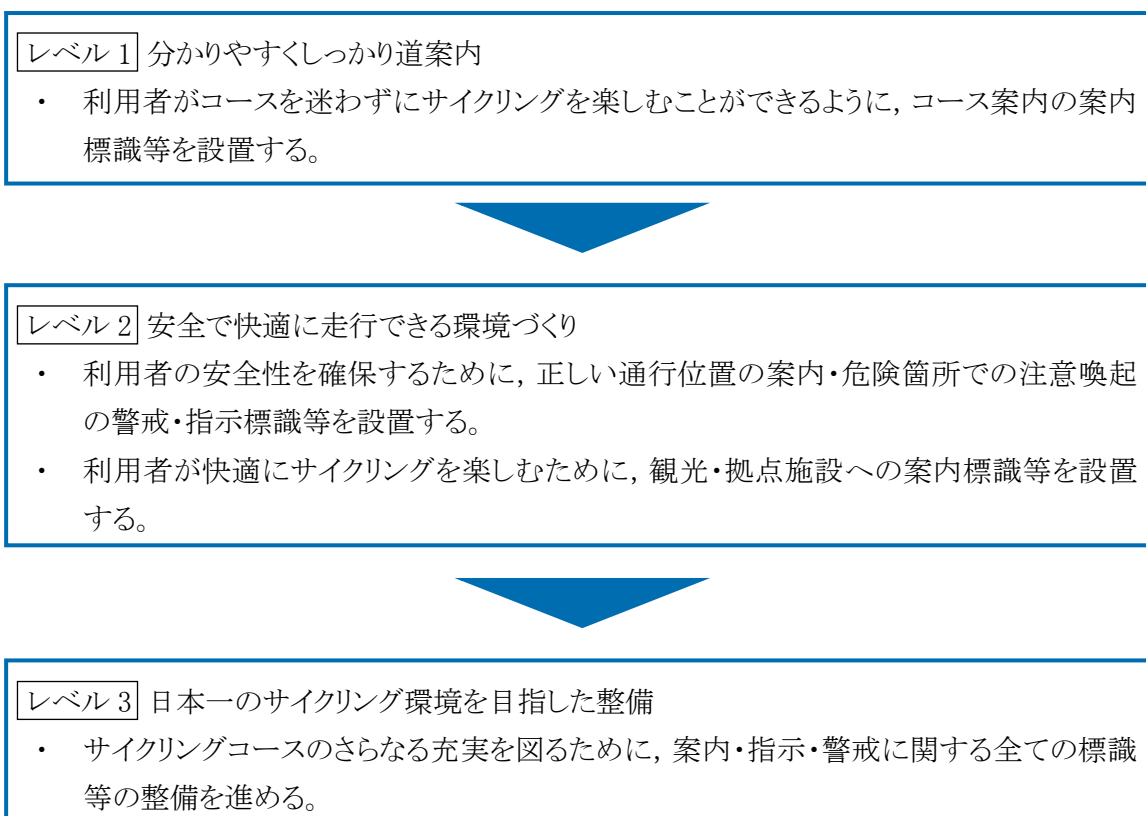


図 2-4 段階整備のフロー図

### 2.3.3 維持管理の考え方

維持管理については、職員による巡視を定期的に行い、自転車走行環境の保全維持に努めることとする。

## 2.4 参考図書・基準等

本節では、本ガイドラインを作成するにあたり、参考とした図書や基準等を記載する。

### (1) 関連法令

自転車走行環境を整備する上で、関連する法令を以下の一覧表に示す。

道路法は、道路網の整備を図るため、道路に関して路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定めている。

道路構造令は、道路法第 30 条の規定に基づき、道路の新設または改築する場合における、幅員、線形、勾配といった道路構造の一般的な技術基準を定めている。

表 2-1 関連法令

基準等の名称	発行
道路法	(昭和 27 年 6 月 10 日 法律第 180 号) 改正：令和 3 年 3 月 31 日 法律第 9 号
道路法施行令	(昭和 27 年 12 月 4 日 政令第 479 号) 改正：令和 3 年 9 月 24 日 政令第 261 号
道路構造令	(昭和 45 年 10 月 29 日 政令第 320 号) 改正：令和 2 年 11 月 20 日 政令第 329 号
道路交通法	(昭和 35 年 6 月 25 日 法律第 105 号) 改正：令和 2 年 6 月 12 日 法律第 52 号
道路標識，区画線及び道路標示に関する命令	(昭和 35 年 12 月 17 日 総理府・建設省令第 3 号) 改正：令和 2 年 3 月 27 日 内閣府・国土交通省令第 1 号

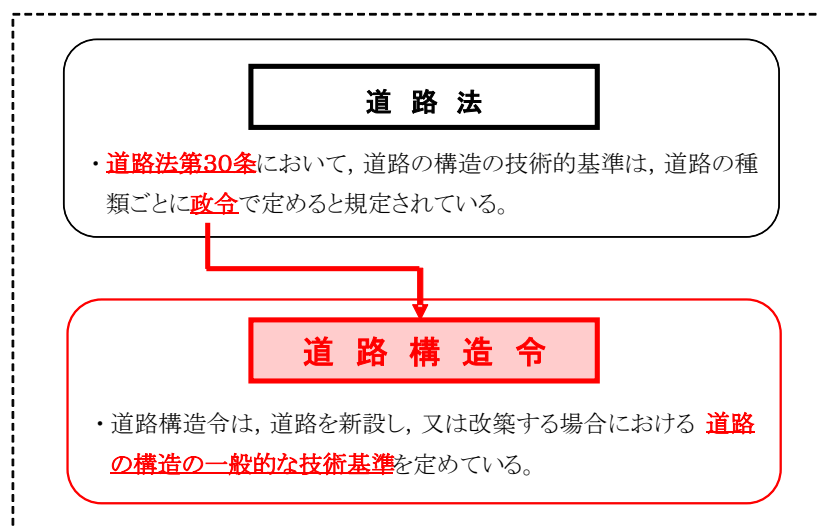


図 2-5 道路法と道路構造令の関係

出典：自転車利用環境整備ガイドブック(平成 19 年 10 月，国土交通省・警察庁)

注) 上図における道路構造令は国道を対象としたものであり、県道及び市町村道の構造の技術的基準については、道路構造令を参酌し、各自治体が条例で定めるものである(次頁参照)

## (2) 関連条例

各地方自治体においては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第一次一括法:平成23年5月2日公布,第二次一括法:平成23年8月30日公布)を受け,平成25年3月31日までに,都道府県道および市町村道の構造の技術的基準について,道路構造令を参酌し,条例で定めている。

茨城県及び関連市町村の条例を以下に示す。なお,条例の詳細は参考資料に記載している。

表 2-2 関連条例

自治体	基準等の名称	発行
茨城県	道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例	平成24年12月27日 茨城県条例第80号
土浦市	土浦市市道の構造の技術的基準等を定める条例	平成25年3月27日 土浦市条例第20号
石岡市	石岡市市道の構造の技術的基準等を定める条例	平成25年3月21日 石岡市条例第28号
つくば市	つくば市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例	平成25年3月22日 つくば市条例第18号
鹿嶋市	鹿嶋市道路の構造の技術的基準等を定める条例	平成24年12月18日 鹿嶋市条例第34号
潮来市	潮来市道路構造等に関する条例	平成25年3月25日 潮来市条例第9号
稲敷市	稲敷市道の構造の技術的基準等を定める条例	平成25年3月29日 稲敷市条例第3号
かすみがうら市	かすみがうら市道路の構造の技術的基準等に関する条例	平成25年3月28日 かすみがうら市条例第8号
桜川市	桜川市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例	平成25年3月14日 桜川市条例第4号
神栖市	神栖市市道の構造の技術的基準等を定める条例	平成24年12月21日 神栖市条例第34号
行方市	行方市市道の構造の技術的基準等を定める条例	平成25年3月6日 行方市条例第19号
鉾田市	鉾田市市道の構造の技術的基準等を定める条例	平成25年3月15日 鉾田市条例第6号
小美玉市	小美玉市道路構造条例	平成25年3月26日 小美玉市条例第5号
美浦村	美浦村村道の構造の技術的基準等を定める条例	平成25年3月21日 美浦村条例第9号
阿見町	阿見町町道の構造の技術的基準に関する条例	平成25年3月26日 阿見町条例第12号



## (3) 参考図書

本ガイドラインを作成するにあたり、以下に示す図書を参考とした。

表 2-3 参考図書

基準等の名称	発行
ナショナルサイクルルート制度	令和元年 9 月 国土交通省 自転車活用推進本部
安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	平成 28 年 7 月 国土交通省 道路局 警察庁 交通局
「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた提言	平成 28 年 3 月 安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会（国土交通省）
自転車利用環境整備ガイドブック	平成 19 年 10 月 国土交通省 道路局地方道・環境課
自転車道等の設計基準解説	昭和 49 年 10 月 改訂：平成 22 年 4 月 （社）日本道路協会
道路構造令の解説と運用	平成 16 年 2 月 改訂：令和 3 年 3 月 （社）日本道路協会
移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令	平成 18 年 12 月 19 日 国土交通省令第 116 号
<b>増補</b> 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	平成 20 年 2 月 改訂：平成 17 年 （財）国土技術センター
道路標識設置基準・同解説	昭和 62 年 1 月 改訂：令和 2 年 6 月 （社）交通工学研究会
路面表示設置の手引き	平成 10 年 5 月 改訂：平成 16 年 7 月 （社）交通工学研究会
法定外表示等の設置指針について（通達）	令和 3 年 4 月 警察庁 交通局
設計要領第四集 休憩施設設計要領	平成 17 年 10 月 東日本高速道路株式会社



## (4)「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成 28 年 7 月)」

平成 24 年 11 月に策定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」は、「自転車は「車両」であり車道通行が大原則」という観点に基づき、自転車通行空間として重要な路線を対象とした面的な自転車ネットワーク計画の作成方法や、交通状況に応じて、歩行者、自転車、自動車適切に分離された空間整備のための自転車通行空間設計の考え方等について提示したものである。

しかし、全国的に自転車ネットワークの計画策定が進まなかったため、安全で快適な自転車利用環境を早期に創出するために、「安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会」が平成 26 年 12 月に開催した。平成 28 年 3 月に、同検討委員会は、早期に安全で快適な自転車利用環境創出を促進する上で特に重要と考えられる「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と、「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた方策について、国のガイドラインの内容を見直すべき事項等について提言を行い、平成 28 年 7 月に国のガイドラインの改訂版が策定された。

なお、国のガイドラインで示されている案内標識等の仕様と本ガイドラインの仕様の適用範囲については、p35 に記載している。

## ■整備形態の柔軟な対応例(完成形態が自転車道の場合)



## ■路面表示の仕様の標準化

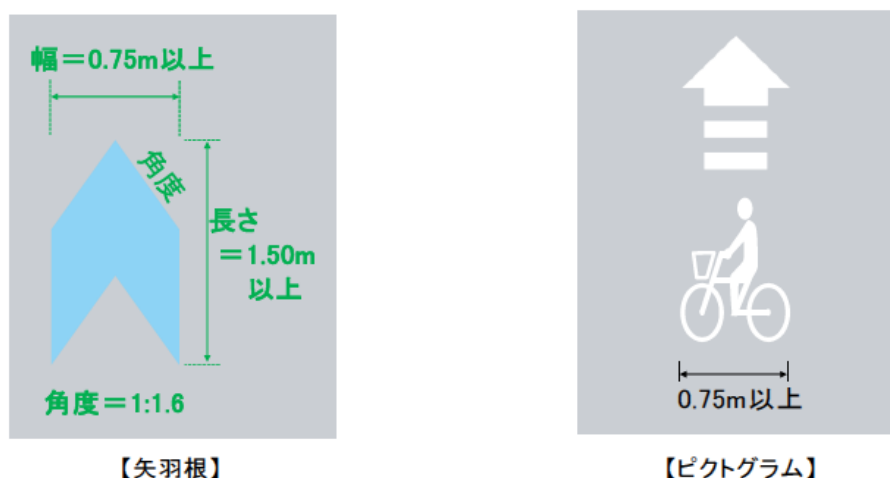


図 2-6 安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定のポイント

出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの一部改定について(平成 28 年 7 月, 国土交通省)